

保健福祉部管理課長	<p>おはようございます。定刻となりましたので、まだお見えになっていらっしゃらない方がおりますが、平成29年度第1回杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会を開催させていただきたいと思っております。</p> <p>では、開会に当たりまして、まず会長のほうからご挨拶のほうをお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、おはようございます。会長を仰せつかっております小林（義）でございます。よろしくお願いをいたします。</p> <p>この災害時要配慮者対策協議会でございますが、さまざま、皆さんのご協力を得まして、1年に1回、これまでの検討結果とそれから来年に向けての検討をどうしようかということによっておるわけでございますが、既にご存じのとおり、3.11からもう7年たったということございまして、なかなか時のたつのは早いなというふうに思いますし、そのときの犠牲者の方のことを考えると、我々も十分な用意をしておかねばならないという気持ちがいっぱいになるわけございまして、この会議そのものは実際に起きたらどうするんだと、具体的にどうするんだということを主な目的として皆さんのご意見を賜りながら、ご協力を得ながら検討しているところございまして、ぜひ、検討が終わると、実践に、すぐに役立つというような会議の結果を出していければ大変幸いだというふうに思っているところでございます。</p> <p>きょうはそのような意味で、29年度のまとめと、それから30年度、どのようにしてまた会議を進めていくかというあたりにつきまして、皆さんと一緒に話をお話をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。</p>
保健福祉部管理課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、まず今年度第1回目の会ということでございますので、新任の委員を紹介させていただきたいと思っております。</p> <p>神明中震災救援所運営連絡会の秋山成子委員でございます。</p>
委員	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
保健福祉部管理課長	<p>杉並区町会連合会、秋山とよ委員でございますが、本日欠席の連絡を承っております。</p> <p>ケア24和田、弓谷妙子委員でございます。</p>
委員	<p>よろしくお願いいたします。</p>
保健福祉部管理課長	<p>同じく、ケア24久我山、大久保憲和委員でございますが、欠席ということでご連絡承っております。</p> <p>杉並警察署警備課長、清野英喜委員でございます。</p>
委員	<p>おはようございます。杉並警察署警備課長の清野と申します。よろしくお願いをいたします。</p>

保健福祉部管理課長	高井戸警察署警備課長、江原誠郎委員でございます。
委員	はい。高井戸警察署警備課長の江原と申します。よろしくお願いいたします。
保健福祉部管理課長	ありがとうございます。 あとは、あわせまして、事務局のほうも人事異動でかわっておりますので、本日出席している委員のみ紹介させていただきます。 私も、昨年4月からかわりました保健福祉部管理課長の松沢と申します。よろしくお願いいたします。 あわせまして、防災課長。
防災課長	青木でございます。よろしくお願いいたします。
保健福祉部管理課長	介護保険課長。
介護保険課長	寺井です。よろしくお願いいたします。
保健福祉部管理課長	以上でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、ここから議題につきましては、会長のほうにお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、既にお手元のほうに資料がいつているかと思っておりますけれど、議題は本日は2件でございます。災害時要配慮者対策に関する平成29年度検討のまとめ、これが資料1となっておりまして、それに付随する書類が別紙1から別紙5までということになります。 その次が、平成30年度検討の課題についてと。これは資料2、本日お配りした資料でございますので、よろしくお願いいたします。 それぞれにつきまして、事務局のほうからご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
事務局	改めまして、保健福祉部管理課地域福祉推進担当の宮城と申します。この協議会の事務局を務めさせていただきます。本日は報告等の説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、座って説明のほうをさせていただきます。 まず災害時要配慮者対策に関する平成29年度の検討のまとめということで、まず資料1をごらんいただければと思います。 まず第一部会のほうの所掌事項なんですけれども、日ごろからの備えであるとか震災救援所の役割、こういったことが第一部会の所掌事項になっておりまして、その中で、震災救援所運営連絡会という組織の中で、災害時に要配慮者対応の中心となるのは、救護・支援部という部が中心になるわけなんですけれども、これまでお示ししていた活動マニュアルはちょっと必要な情報が足りていなかったりとか不足していた情報もあったということから、今回、要配慮者の安否確認や、あと福祉救援所等への搬送の具体的な流れとか避難者の健康管理に関する事項等を新たに追加いたしました。

て、内容の充実を図りました。それに関して、部会の中でもいろいろとご意見をいただきまして、本日お示しした別紙1の「救護・支援部活動マニュアル（改定案）」というものになってございます。

具体的な内容につきましては、別紙1、救護・支援部活動マニュアル（改定案）を用いましてご説明をさせていただきます。

まず1ページ目につきましては、これまでのマニュアルにも掲載をさせていただいていたんですけども、要配慮者の対応の概要について記載しているものなので、ここではちょっと説明は割愛させていただきます。

2ページ目、こちらが新たに追加したところでございます。救護・支援部として要配慮者の安否確認には搬送を円滑に行うために、発災前、発災後、それから発災後72時間以内の行動という流れで、時間を追ってどういった活動をしていくかということをマニュアル化してございます。

まず平常時の準備として、2ページの下の方になるんですけども、二つ目の四角で、各震災救援所に保管している登録者の情報、安否確認チェックシートとか要配慮者の地図、こういったものをあらかじめ連絡会の中で確認しておくということ。また、一番下の四角にありますけれども、その情報に基づいて想定した訓練を行っておくといった、平常時の準備について記載してございます。

引き続きまして3ページ目、これは安否確認を行う前の災害時の行動なんですけれども、安否確認を行う前の班編成などの準備ですね。それから、その後キャビネットから必要なものを取り出して現地に向かうといった、具体的な内容を記載してございます。

その下の「安否確認活動の実施」というところの④以降は、実際に登録者宅へ行ってから、行動、搬送が必要になった方につきましては、救助班を要請すると。そういった流れとか救急の場合の対応等について記載してございます。

次のページの4ページ目の⑧から⑩に関しましては、安否確認が済んだ方につきましては、持ち帰った情報を職員がシステムに入力したりとかチェックシートの保管、それから情報の管理について記載しているところがございます。

その下の搬送に関する記載につきましては、安否確認班から要請に応じて出動した救助班の行動や震災救援所までお連れした方がいた場合はどういった行動をするか、要配慮者スペースに搬送するなどの適切な場所への搬送等について記載しております。

引き続きまして、5ページ目、これはキャビネットの開閉方法ですね。ここは飛ばさせていただきます。

それから、6ページ目をごらんいただければと思うんですけども、震災救援所運営連絡会の会長等が、委員の方々から会長へ、委員の方々からも要望の多かった部分でございまして、福祉救援所等に搬送するにはどういった方々なのか。ある程度基準を設けてほしいという意見が結構多くありまして、目安としてその基準を明記させていただきました。実際にはケース・バイ・ケース、その場での状態に応じて判断することになると思うんですけども、ある程度震災救援所の中で判断ができるような形でお示ししているところです。

受入れ基準表の中に書かれている第二次救援所は、ある程度の配慮は必

要な方であっても、自力か家族の支援があれば生活できる方、ただ、福祉
救済所等につきましては、もっと状態の重い方、専門的なケアや介護が必要
な方というように、震災救済所が個別に判断するような事態になった場合
にも大まかなトリアージが行えるように基準表をお示ししているところ
でございます。

引き続きまして7ページ目は、今申し上げたような判断をする際の参考
として、フロー図をお示ししてございます。避難生活に当たって特別な配
慮を必要としているかどうか、それから震災救済所で対応できるかどう
か、そういったことをこのフロー図を参考に判断していただければと思い
ます。

7ページの下の部分から8ページ、9ページに関しましては、連携するこ
とのある施設につきまして、カテゴリーごとに、住所、連絡先を掲載して
ございます。

飛ばしまして、10ページ目、避難者の健康管理マニュアルですけれど
も、これは以前のマニュアルにも健康管理マニュアルというものを掲載し
ていたんですけども、部会で委員さんたちからもご意見をいただきまし
て、生活環境の管理とか衛生面の注意点等、そういったものを盛り込んだ
ほうがよいのではないかとというようなご意見がございまして、内容を充実
させてございます。

東日本大震災とか熊本地震の際も避難生活の中で体調を崩される方もい
るという経験からも、感染予防、それから食品衛生、アレルギー管理、妊
産婦等への対応等の情報も掲載いたしまして、健康管理の際の参考として
お示ししているところです。これが10ページから11ページ、12ページです
ね。それぞれの状態に応じた対応、行動についてお示ししているところ
でございます。

引き続きまして、13ページ目、これは新たに掲載した部分でございまし
て、医療依存度の高い在宅療養者に対する対応ということで、日常的にい
ろんな医療機器をお使いになっている方がいらっしゃるんですけども、
そういった方々に対応する支援策として、区のほうで機器の貸し出しとか
充電等を行うということを情報として掲載してございます。必要に応じて
保健センターのほうに機器を取りに行っていたりとか、充電をして
いただくというようなことをこのマニュアルに落としてございます。

最後のページが、これまでも掲載していたんですけども、各震災救助
連絡会で定めている避難支援計画、こういった手順で安否確認を行うか、
安否確認マニュアルのようなものなんですけれども、そういったことを行
動計画として定めておいてほしいということでこれまでもお願いしてお
りまして、そのひな形として掲載しているものでございます。

各学校でこれに関しては定めていることですので、基本的にはその計画
に基づいて安否確認等を行っていくことになるわけなんですけれども、こ
の救護・支援部の活動マニュアル全体を参考にさせていただいて、各学校
でマニュアルづくりの参考にさせていただきたいというふうに思っており
ます。

以上、雑駁ではありますが、救護・支援部活動マニュアルの改定
案についてご説明させていただきましたので、何かご意見等ございましたら
頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

<p>会長</p>	<p>ただいま別紙1に基づきまして救護・支援部活動マニュアル改定案という説明でございますが、改定された内容について何かございましたらご意見等いただきたいと思ひます。それぞれの部会者もきょうは参っておりますので、ぜひ、質問があればお願いをしたいと思ひます。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ご意見等がございませんようでございますので、この改定案につきましては決定というふうにさせていただきます、最新のマニュアルというふうな取り扱いをさせていただきますと思ひます。ありがとうございました。</p> <p>次、お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。補足なんですけれども、きょうご承認いただきましたので、この救護・支援部の活動マニュアルは、来年度の5月に開催されます震災救援所の会長、所長会の場でちょっとお示しさせていただいて、ぜひご活用いただきたいというご案内と、あと今年度から救護・支援部の方を対象にした説明会をちょっと開催したいなというふうに考えておりました、その場でもマニュアルを安全に活用いただきたいということでご案内させていただきましたというふうに思っておりますので、補足としてご案内いたします。</p> <p>それでは、引き続きまして、「②福祉救援所の標準マニュアル（入所施設版）の作成について」ということで説明をさせていただきます。</p> <p>まず、ちょっと資料1のほうに戻っていただきまして、申しわけございません。第二部会の所掌事項につきましては、民間事業所を含む地域団体の共同、連携体制というものが所掌事項になっているんですけれども、福祉救援所につきましては、民間事業者が運営している特養や障害者の通所施設が4分の3以上を占めているという状況になっておりました、これまでに上に関しては各施設の判断に結構委ねている部分が多くて、区からの情報やフォローが不足していたというような状況がございました。そのため、今回、区として運営標準マニュアルを作成いたしまして、各施設でぜひマニュアルをつくっていただきたいというようなご連絡を、連絡会をことし立ち上げたんですけれども、通じて啓発をさせていただいているところでございます。</p> <p>このマニュアルの構成といたしましては、入所施設版として作成をさせていただいたんですけれども、必要に応じて、通所施設に関しては若干アレンジが必要になってくるというような内容になっております。</p> <p>別紙2が、発災直後からおおむね24時間以内実施する初動対応を記載した初動標準マニュアルになってございます。別紙3が、それ以降の開設から避難者の受け入れ等に示した開設、運営に関する標準マニュアルといった形に、二部構成にしてございます。</p> <p>それでは、内容について、別紙2、別紙3を用いてご説明させていただきます。</p>

まず別紙2、初動標準マニュアル（案）のほうをごらんいただければと思います。

1ページ目につきましては、今説明したとおり、24時間までに行うべきこと、初動の対応について、初動の標準マニュアルを活用、それで24時間以降72時間を目安に開設していただいて、それからの運営につきまして開設・運営標準マニュアルを活用するといったことを、目安について記載している部分でございます。

それから、続きまして2ページ目に関しましては、職員の参集について記載させていただいております。災害の発生は日中に発生するとは限りませんので、夜間に発生した場合等、職員が参集する必要がございます、それについて各役職ごとにどういった目安で参集していくかというようなことを目安としてお示ししているところです。その2ページ目の下の②の、参集後、参集した施設職員の中で役割を決めていただくということで、班をつくっていただくことになるんですけども、その下に丸が三つございますけれども、利用者・施設の安全確認班、それから総括班、避難者対応班というような形の班編成をしていただくというような内容を記載しております。

引き続きまして、3ページ目の下の部分、施設運営可否の判断ということで、施設そのものが倒壊してしまったりとか、また、ちょっと危険があるというような状況があつて、施設そのものが使えるかどうか、そういった判断をまずしていただくこととなりますので、それについての記載をさせていただいたところでございます。

それから、4ページ目をごらんいただければと思います。これは、初動期の対応、取り組むべきことの時間ごとのフロー図でございます。災害発生直後、それから5分後、それから30分後、2時間後、1日後という形で時間別にどういったことを行っていくのかということを目で見えてわかりやすくフロー図にしております。

その中で、2時間後に施設運営会議開催という形で記載させていただいているんですけども、ある程度職員が集まって安全確認等の対応が終わった後、一旦施設の職員が全員で集まっていたら、それ以降どういふ方針で開設に向けて行動していくか、どういふ方針を共有していくか、そういったことを一旦集まって会議をしていただきたいというふうに思っているんですけども、具体的にどういふことをすべきかということについて、5ページ目以降に記載させていただいております。

まず5ページ目が、これは利用者・施設の安全確認班が行うべきことなんですけれども、まず利用者それから施設の安全確認を行っていただくこととなります。それに関しての実施の方針、それから手順について記載させていただいているんですけども、実際に施設の安全確認を行う際には、6ページにあります施設安全のチェックシート、これを用いて安全確認をしていただくということで、ひな形としてそのチェックシートの様式を添付させていただきました。

引き続きまして7ページ目、これは総括班が行うことなんですけれども、情報管理マニュアルですね。いろいろな情報が集まってくるわけなんですけれども、その情報をどういふふうに管理するか、また、集まった情報をどういふふうに発信していくか、そういったことについて記載してい

る部分でございます。それが7ページ目と8ページ目ですね。実際に情報を受信した場合の記録、それから情報を発信する際の記録につきまして、9ページ目、10ページ目に、使用するシートのひな形を掲載させていただきました。

それから、次に11ページ目、これは避難者対応班が行うことなんですけれども、「避難者対応マニュアル」というもので、実際に災害が発生すると、本来受け入れるべき方以外にも近隣の住民の方が避難してくる可能性がございます。そういった方々にどういった対応をするのかということ、その下にフロー図としてもお示ししているところなんですけれども、ある程度選別をして、震災救援所に行っていただいたりとかそういった対応もしていただくこととなりますので、そういったことについて記載をさせていただきました。

引き続きまして12ページ目、これも避難者対応班が対応すべきことなんですけれども、実際に受け入れる場合の避難者受付マニュアルですね。受け付ける場合の手順について掲載をさせていただいております。受け付ける場合には、13ページそれから14ページに避難者登録カード、それから避難者名簿についてひな形を掲載いたしますけれども、そういったものを活用して受け付けをしていただいて、記録として保管していただくということになります。

引き続きまして15ページ目、これが救護マニュアル。これは全班共通の対応ということになるんですけれども、実際に災害が起こったときには、転倒したりとか物が落下してきたりとか、利用者の方とかが負傷してしまう可能性も十分に考えられます。また、施設の前で倒れられている近隣の住民がいると、そういったことも考えられますので、そういった方に対してどういった対応をしていくかということマニュアルとしてお示ししているところでございます。

それから、16ページ目、これも、先ほども参集のことについて触れましたけれども、自宅などにいた場合、駆けつけマニュアルということで、駆けつける際のどういった行動をするかということについてお示ししているところでございます。職員の方自身の家族や自分の安全確保、それから、そういったものが対応できてから駆けつけるというようなことを記載してございます。

初動編の最後になりますけれども、17ページ目、こちらに、連絡、連携をするであろう施設についての 카테고리別の連絡先、住所等を載せているものがございます。それが17ページ、18ページですね。

以上が初動マニュアルの概要でございます。

引き続きまして、開設・運営標準マニュアルの概要について説明させていただきます。別紙の3をごらんいただければと思います。

まず1ページ目は、これはマニュアルの構成についてお示ししているところですので、ここは割愛させていただきます。

で、2ページ目、これが、開設の流れということで、フロー図にしてお示したところです。地震発生後24時間以内の初動対応については先ほどのマニュアルを活用していただきたいんですけれども、おおむね24時間以降72時間までの、開設から運営までの流れについて、このマニュアルを活用するというので、開設をする際には救援隊本隊のほうから開設できる

かどうかというような要請があるんですけども、それに基づいて安全確認等を行った結果、開設できるということになれば、このマニュアルを活用するということになります。

3ページ目をごらんいただければと思います。こちら、福祉救援所の開設に当たってのマニュアルということで、まず実施手順としては福祉救援所が開設できるかどうか、職員が参集できているかどうか、あと施設やライフラインの破損状況、あとは空きスペースですね、そういったことも考慮して開設できるかどうかの、まずは判断をしていただくと。開設できるということになりましたら、救援隊本隊を通じて開設ができたということ、連絡を救援隊本隊ととることになるんですけども、実際に要配慮者の方がどういうふうな形で搬送の要請があるかということ、一番下に、星印ですね、開設依頼それから要配慮者の搬送の要請のイメージ図ということで、フロー図としてお示ししてございます。

引き続きまして、4ページ目、これは「施設利用マニュアル」ということで、施設の中をどういうふうにスペースを、部屋割りをしていくか、それから初動期の安全点検の結果を踏まえて、使えない部屋とかも多分出てくることになると思いますので、開放するスペースを決定していただくという、その流れについてお示ししているものでございます。

5ページ目に、次のページですね、施設の利用計画のひな形としてお示ししておりますけれども、実際にこういう形で、どの部屋をどういうふうにするかということ、事前に各施設で決めておいていただきたいということで、ひな形を掲載させていただきました。

また、6ページ目、7ページ目に、平面図という形で、どの部屋をどういうふうにするかを図にして作成しておいていただくことが、まあ、一目でわかるということで望ましいかなというふうに思っております、ぜひ、こういった形での図を各施設につくっていただきたいというふうに思っております。

引き続きまして8ページ目、これは開設、その後の運営に向けた情報管理のマニュアルでございます。いろんな情報が、先ほど初動の対応でも言いましたけれども、情報収集、それから情報が集まってくるので、それをどういうふうに管理してどういうふうに発信していくか、また、受けた情報、施設の運営等につきましては日誌をつかって、④に「日誌の作成」という形で載せさせていただいているんですけども、いろいろ、状態、各施設の状況ですね、それから利用者の状態とか、受け入れた避難者、要配慮者の数、そういったことを記録として管理していただければと思うんですけども、その日誌のひな形として、9ページ目に書式を掲載させていただいております。

引き続きまして10ページ目、取材・問い合わせ対応マニュアルということで、実際に災害が起こった際には、取材とかそういったことも考えられます。通信手段や交通機関が復旧してくると、いろいろと問い合わせ等もふえてくるということが想定されますので、それに対する対応のマニュアルでございます。問い合わせ、こういった方が来ているとか、そういうような問い合わせも十分考えられるわけで、問い合わせがあった場合の記録として、11ページ目に外来者があった場合の記録、そういったものも保管していただきたいということで、外来者対応簿というものを書式として

掲載させていただきました。

引き続きまして、12ページ目、これが健康管理マニュアルです。施設に残った方、それから福祉救済所として受け入れた方の健康管理につきまして、先ほどの救護・支援部の活動マニュアルと同様に、こういった手順で健康管理を行っていくか、そういったことを記載させていただきました。

13ページ目に健康管理シート、ひな形を掲載させていただきましたので、このシートを活用して各利用者、避難者の健康管理をしていただければというふうに思っております。

それから、引き続きまして14ページ目、これはトイレのマニュアル。実際の避難生活の際には、トイレの使用に関しては非常に重要なことございまして、備蓄品でも簡易トイレを設置しているんですけども、14ページの下のほうですね、トイレが使えない場合は簡易トイレを設置するというようなことを、マニュアルとしてお示しさせていただきました。

それから、引き続きまして15ページ目、これが備蓄品の管理マニュアル、備蓄マニュアルです。実際に災害が起こったときには、備蓄品に関しましては、数量、管理を徹底する必要がある。もし足りなくなった場合は、区の救援隊本隊にこういうものが足りないというような要請をしていただく必要がございますので、それについての管理の方法について掲載させていただきました。それが15ページ、16ページです。

16ページのほうに、真ん中ら辺に、逆三角になっている「災害時特設公衆電話の設置」ということで、これは今年度、各施設にいろいろ調査を行わせていただきまして、災害時特設公衆電話の設置の工事をさせていただきました。電話機につきましてはまた追ってお配りしたいと思っております。ですけども、そういったものも活用して、避難生活の支援に当たっていただければと思います。

備蓄品に関しましての管理に関しましては、17ページ目に食料品や消耗品の管理簿のひな形を掲載してございますので、こういったものを活用して在庫数の管理を徹底していただければというふうに思っております。

それから、18ページ目、これは外来者対応マニュアルということで、実際に災害が起こったときには、利用者の家族とか、あと帰宅困難者、そういった方々も避難してくることがございますので、そういった方々をどういうふうに受け入れるか、どういう対応をしていくかということに掲載してございます。

それから、最後になりますけれども、19ページ目、これはボランティア対応マニュアルということで、実際、災害が起こったときの施設の運営それから福祉救済所の運営に関しましては、やはり職員だけではなかなか難しいという部分もございまして、ボランティアの対応を頼ることになる場合にはどういった手順で行うかということをごここに記載してございます。

20ページ目がボランティア保険。ボランティアをしていただく方については保険の申し込みが必要になってございますので、その一覧としてひな形を掲載させていただきました。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、福祉救済所の初動から開設・運営までのマニュアルの案についてご説明させていただきました。よろしくお願ひします。

<p>会長</p>	<p>ただいまは、②福祉救援所の標準マニュアル、入所施設の作成についてということで、別紙、資料2と3で説明をいただきました。</p> <p>かなり細かい内容が含まれているので難しかったかなと思いますけれど、実際にこれをしていただくのは、福祉救援所一覧というのが別紙にございますが、その中で、ほとんど施設の方でございますが、浴風会のほうも入っているんですね。</p> <p>何かご意見ありますか。</p>
<p>第一部会座長</p>	<p>今回、今年度、福祉救援所初動標準マニュアル、福祉救援所開設・運営標準マニュアルが策定されたというのは、もう事務局のほうが大変頑張っていて、各福祉救援所といろいろ連携をして調整をした上で、きょう、このように案が示されたということで、これまでこれがなかったわけですから、そういう意味で非常に評価をしております。本当にお疲れさまでした。</p> <p>ちょっとその上で質問させていただくんですが、今、会長からも福祉救援所の一覧表というのが資料の3番ですね。区のほうの考え方、もちろん相手があることなのでなかなか難しいかなというふうには思いますが、例えば特養であれば、杉並区は特養を着々と整備をしておりますから、いずれ30年度にできる特養についても、こういうような福祉救援所としての協力というようなことを要請されるのではないかと思います。</p> <p>認知症のグループホーム、これは杉並区内に約26カ所あるんですね。もちろん規模に違いはありますが、この表を見ると上井草のグループボエンデですか、こちらだけですね。</p> <p>今後のことも含めて、もう一つついでに伺うと、小規模多機能事業所、これも杉並区内に約8カ所ぐらい、そこまではないかな、6カ所か7カ所ぐらいはあると思うんですね。ちょっと所在地が偏在というか、少し南部のほうに偏っていますからあれですけども、こういった、区内にある福祉施設で同様の施設、今申し上げたようなグループホームであるとか、小規模多機能型居宅介護支援施設であるとか、そういったところは今後福祉救援所としてどうなんでしょうか。計画をしていくというようなお考えなんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。今後31年度までの計画では、年間2カ所ずつふやしていくというふうに実行計画では定めているんですけども、施設の選定に当たっては、特段カテゴリーを考えているわけではないんですね、選定の考え方としては、エリアですね。後ほど説明しますが、今、結構偏っちゃっている部分がございます、区の真ん中部分がほとんど福祉救援所として指定している施設がないというような、今、状況になっておりますので、エリアをなるべく分散させるということと、あとは受け入れ人数ですね、ある程度受け入れが見込める施設ということを一応選定の考え方として考えています。</p> <p>なので、今後開設される、新しくできる特養ホームに関しましては、ある程度福祉救援所としてできるような形で倉庫をつくってもらったりとか、そういったことも考えているんですけども、特段、カテゴリーを考えてふやしていくというような考えではないということですが。</p>

<p>保健福祉部管理課長</p>	<p>少し管理課長のほうで補足をさせていただければと思います。</p> <p>今、部会長が言った観点というのも非常に大事なことだと思います。認知症の方の対応というところの中では、そういった部分や小規模多機能とかそういった施設ができているという状況はもちろん勘案していく必要はあるかなと認識しております。</p> <p>今、事務局のほうで申し上げたように、参考資料でちょっと最後のほうに添付させていただいておりますが、今、杉並区の福祉救済所が、やはり地域的に見ますと、充足している部分と少ない地域、いろいろございます。まず各地域の中で福祉救済所を充足させていくことをまず第一に考えていきたいということで、今、事務局のほうで申し上げたとおりでございます。</p> <p>ただ、一方で、それぞれの施設ごとの得意分野というのが異なっておりますので、今ご意見もいただきましたので、そういった部分も少し勘案した上で考えていきたいとは思っております。</p> <p>来年度におきましては、総合計画と実行計画の改定がございます。今、33年度まで年2所ずつ設置するという動きで動いておりますが、ご意見等も踏まえながら、まあ相手方があることなので、すぐにうまくいくかどうかということはございますが、検討させていただきたいと思っております。</p>
<p>第一部会座長</p>	<p>その上で一つ要望なんですけど、杉並区のこの防災地図をごらんになるとよくわかるんですが、世田谷区との区境って非常に複雑で、上高井戸の、あるいは下高井戸、特に上高井戸なんですけど、このあたりは非常に、施設、まあ、浴風会があるからいいんじゃないかということがあるかもしれないけれども、ただ、高速道路があつたりして、地域的には非常に分断されていましてね。で、上高井戸には社会福祉法人のみたけというのが、立派な小規模多機能であるとかグループホームであるとか、保育園も整備していますので、ぜひ、みたけさんをお願いして福祉救済所になってもらえばなというふうに、要望ですけどもつけ加えておきます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。じゃあ、今のご提言につきましては、今後検討すると。</p> <p>それで、きょうは、新人の方を含めまして、警察、消防の方も来ていただいておりますので、皆さん今までお聞きになった中で、何かご質問等があれば承りたいと思っておりますけれど。一番頼りにされるのは、警察、消防ですから、何かひとつあればよろしくお願ひしたいと思っておりますが、ございますか。</p> <p>どうぞ。代表してでも結構でございますんで。</p>
<p>委員</p>	<p>警察ですが、頼りにされるのは大変ありがたいんですが、実際問題、一時的な、特に発災時、この警察の対応としましては、交通規制、110番対応、そういったことがありますので、なかなか迅速な対応というのが非常に難しいということをご理解いただければと思います。消防さんについても同様だと思うんですけど、なかなか、現場まで手が回らないというか、必要な規定でやらなければいけない、交通規制の対策は環七より内側は入れませんよとか緊急避難路の確保、こういった事案があります。ま</p>

	<p>た、110番対応等で、結局は、いる人間で最大限やるんですが、なかなか難しいということで、協力できることはできる——なるべくしなければいけないんですけど、その辺がちょっと難しいということでご理解をいただければと思っております。</p> <p>先日の駅前滞留者訓練を実施いたしました。それについても訓練ということでうちのほうで交通整理等実施させていただきましたが、現実の場合は皆さんのほうで、滞留者、役員の方もしくは商店街地区の方という形でお願いするような形になってしまうということもありますので、よく言われる自助、共助、公助、この件につきましては、避難者、要配慮者につきましても、共助というのが非常に大切ではないかと思っておりますので、それを支えるような支援活動を実施したいんですが、なるべくその体制が整うのは、恐らく全国から警察等、自衛隊及び消防さんも近隣からの協力が来ると思うんですが、それについては、3日ないし4日、一番早くてもヘリ部隊とかで来るのもおるんですが、なるべくそちらのほうには手が回らないということでご理解いただければということで、大変恐縮なんですが一応これが実際の現状だということで、ご理解をいただければとは思っております。</p>
第一部会座長	<p>警察さんのほうからお話がありまして、ありがとうございます。</p> <p>私、地域をずっと見ていますと、認知症の人がすごくふえているんです。認知症の初期の人、あるいは認知症の結構進んでいる人が。そういう方が一番お世話になっているのは交番です。で、交番のお巡りさんも大変だとは思いますが、まあ、生活安全課ですね。そちらのお巡りさんたちが本当によくやってくれていて、自宅やあるいはそういった集団でお住まいのところ、アパート、都営住宅等に出向かれて、本当に丁寧に認知症の方の対応をされています。</p> <p>今回は要配慮者ということで、もちろん、中には認知症の方も結構いるとは思いますが、特に情報としては、警察の中では、生活安全課がかなりいろんな情報を持っていると思いますので、地域とのつながりも強いということもありましてね。</p> <p>ですから、警察の中で、もう、私が言うのは僭越なんですけれども、よく情報を共有化されて、きょうの会議の結果についても生活安全課のほうに十分情報提供をお願いしたいというふうに、余計なことですが、よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>その件については了解しておりまして、生活安全課のほうでも情報の共有ということで、保護歴、いわゆる保護歴がある者については他の係の者でも把握できる形を書類もしくはパソコンのデータ等で一覧できるような形はとっておりますので、その辺はこちらのほうでもさらなる連携を図りたいと思っております。はい。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、ほかにはご意見いかがでしょうか。</p>
委員	<p>すみません。消防からよろしいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>私、荻窪消防署の住宅防火対策担当をやっておりまして、警防課長河野の代理で出席させていただいております。</p> <p>一つ、ここにいらっしゃる皆様をお願いでございますが、私、平成26年から平成29年まで、毎年、管内で実施されておりますいわゆる震災救援所訓練ですね、これ、大体八、九割方、私、現場に出て見させていただいております。</p> <p>いつもそこでお願い申し上げていることなんですけれども、震災救援所訓練というのは学校で行いますよね。そうすると、その訓練の内容が、学校の生徒さんを対象に何かやるという訓練が大変多うございまして、そこで本当に主役となって訓練に参加しなければならない地域住民の方の参加がない。で、町会・自治会のスタッフの方がいらっしゃるんですけども、いらっしゃるんですけども、その方たちはスタッフとしていらっしゃる。訓練をやっているのは、小学生であったり、中学生であったりということですね。なので、学校の生徒さんの訓練にすりかわってしまっているというのがほとんどであります。そこに、地域の町会・自治会の方たちが震災救援所訓練に町会・自治会ごとに皆さん来ているかという、そうじゃないんですね。ですので、震災救援所訓練ですので、やはり震災救援所の立ち上げ訓練をやりたいということと、そこに地域住民の方が参加されていなければ、いざというときに何もならないと思います。</p> <p>実際に防災倉庫にある、いろんな可搬ポンプだとかそういったものの使い方というのがわからない。知らない。それを、じゃあ、消防の方が来て、その資機材の使い方を教えてくださいと言われるんですけども、私たちが使っている資機材とそこの備蓄されている資機材というのは型式が違いますから、その使用方法だとか諸元性能というのは、それを使う地域の皆さんだとか消防団の方だとかが熟知していなければ何ら意味はない。</p> <p>今、警備係長からおっしゃったように、震災救援所に消防職員が行くかという、我々は災害活動に行くということで、今、警備係長さんが言ったという、同じことが消防でも言えます。</p> <p>実際に、そこで何か起こったときに、その資機材を使って、みずから自助、共助をしていただくのはその地域の方たちであるという認識をもうちょっと持っていたきたいというふうに、私は26年、27年、28年、29年、4年間言い続けてまいりましたが、震災救援所訓練の中身というのはそんなに大きく変わってはおりませんので、ぜひ、そこの辺をもう一度考え直していただいて、阪神淡路の震災から、もう、かなり年数がたってしまって、危機感というのが、大分皆さんの頭の中からは、実質的には大分失われているのではないかなど。現実的にはですね。マスコミでは取り上げられますよ、その日になれば。殊さらにね。でも、実際どうなんでしょうか。</p> <p>私、震災救援所訓練に参加してみて、危機感がないなというのが、もう第一印象です。これで本当に平気なのかなというのが一番心配です。それを皆様方が、どのレベルで、どう捉えられるのか。これ、人の命がかかわ</p>

	<p>っていることなので、私はそう言っているんです。このことを本当に真剣に考えないと、いざというときの備えには何もならないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。現場の生の声だと思いますので、それについて事務局のほうで。</p>
<p>防災課長</p>	<p>警察、消防の皆さんに本当に非常にいつもお世話になっており、おととい、駅前滞留者訓練もありますし、日ごろ訓練のほうにいろいろご参加いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今、消防署さんのほうからあった点で、まず1点目、小中学生というところなんですけれども、区としては中学生はある程度震災救援所のスタッフとしても戦力にしたいなというのもありまして、中学生レスキュー隊というのをもう長年、区でやっておりますけども、そこで担い手としては考えております。もちろん小学生は、今、即戦力ではないですけども、将来の、そういった防災力担い手ということでは教育委員会も考えて、今参加させているというのが、まず1点あると思います。</p> <p>今いただきました、住民のほうの危機意識が少ないんじゃないかというところ、まことにご指摘のとおりのところはあると思いますので、そこは防災課のほうでも日ごろいろいろ痛感しているところです。来年度、当然今度はやっぱり地域の中で核になる人をつくっていかなくちゃいけないだろうというところで、共助の部分で防災リーダーを養成していこうという、これは、今まで社協さんのほうでもやっていただいておりますけども、区のほうでも、また、来年度は防災リーダー養成講座ということで、また、地域の中で防災の核になる人をつくりながら震災救援所のほうの活動も活発にしていきたいなと思いますので、また消防、警察の方のご協力、また地域の皆さんのご協力もいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p>
<p>委員</p>	<p>あと、追加なんですけれど、天沼地区が荻窪署管内にあるんですが、天沼の震災救援所、こちらは非常に活発な活動をしておりまして、今回、大変いいマニュアルをつくっていただきましたので、それについて検討をぜひやっていただきたいと。</p> <p>震災救援所、天沼で図上訓練をやったんですけど、避難者をじゃあどうやって受け入れるといった場合に大変具体的な話が出まして、大変参考になりました。ペットを連れてきた人はどうするのと。じゃあ、ペットは何までだったら一緒に避難所に入れていいのという話だとか、病人、インフルエンザだとかそういった流行性のある人は、そういう人はどういうふうに部屋に置くんでしょうかとか、日本語ができない外国人の方、こういう人はどうしようと。非常に具体的な話で大変参考になる話があったので、大変いいマニュアルをつくっていただきましたので、それについて、福祉救援所の開設ですか、そちらのほうについてもお持ち帰りになって検討させていただくと、いろんな問題点が改めて出てくる。マニュアルの隠れた面も出てくる点もありますので、その点は大変いいんじゃないかということで、天沼の震災救援所にちょっと参加させていただきましたときの</p>

<p>会長</p>	<p>参考ということでお話しさせていただきます。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>本当に、これまで警察、消防さんのそのような生の声というのはあんまり出なかったんで、どうなのかなとは思っておったんですが、非常に貴重なご意見だというふうに思っております。事務局のほうを含めて、今後の参考にさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>それらを踏まえまして、ただいまの②標準マニュアルの作成については、ご了解ということでよろしゅうございましょうか。よろしいですか。</p> <p>(了承)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。じゃあ、②につきましては、ご了解をいただいたというふうにさせていただきます。</p> <p>次に、③人的な支援体制の確保についての説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは引き続き、私のほうから③人的な支援体制の確保についてご説明させていただきます。資料は別紙の4になります。</p> <p>これは、今年度、両部会の共通の議題として取り上げさせていただきましたのは、実際に災害が起こったときには、人の支援がもう本当に必要になってくるというところで、どういう体制を構築していくべきかということを両部会でご議論いただいたところでございます。この別紙の4の図でございませけれども、実際に災害が起こったときの要配慮者の方がどういうふうに避難生活をしていくか、そういった流れ、それから情報の流れ等について図に落としてございます。</p> <p>先ほどちょっと触れましたけれども、まず最初に避難するのは、原則として震災救援所。そこから、配慮が必要な方に関して第二次救援所や福祉救援所に搬送するという流れになっているんですけども、先ほどちょっと申し上げたとおり、二次救援所に関しましては、自力やご家族の支援があれば生活できる方という方々を受け入れる対象として想定しておりますので、この図に関しましては、福祉救援所をちょっと中心として作成させていただきました。で、福祉救援所については、民間事業者の方々とは協定を締結させていただいているんですけども、運営に関しては、協定上はその施設の職員だけで運営するという形に今なっております。</p> <p>ただ、各施設とも利用者を日常的に抱えている中で、どれだけ福祉救援所としての運営ができるのかということが課題になっておまして、福祉救援所連絡会の中でもちょっとそういったところに不安があるというような声も多数いただいております。事務局としてもその辺は重々承知しているところで、やはり人の支援というものが必要になってくるというふうに考えてございます。</p> <p>実際の人材の派遣に関しましては、表の右側の上のほうに、杉並区災害ボランティアセンター、これは社会福祉協議会が運営しているんですけども、それと東京都の災害福祉広域調整センター、これは昨年度組織化されたものなんですけれども、そういった、既にでき上がっている組織がご</p>

ざいまして、そういった関係機関からの応援につきましても大いに期待をしているところなんですけれども、災害ボランティアセンターにつきましては、杉並区が被災したということは、もう周りの市区町村も当然被災をしているというところで、どういう方々が集まってくるのか。基本的には区内の方々になってしまうのかなというようなことも想定されます。

また、都の広域調整センターに関しましては、ある程度福祉専門職の人が派遣されるようなシステムになっているんですけれども、先遣隊が状況をまず把握して、その状況を持ち帰ってマッチングを行うというような手順もありまして、派遣までかなりの時間がかかるのではないかとということが想定されています。なので、それまでの間、ある程度区内の人材で解決できるような応援や協力体制というものをつくっておく必要があるのではないかとというような考えがございまして、特に福祉救護所への支援ということを考えますと、福祉専門職の方の手助けといいますか、応援が必要になってくるというふうに考えております。

そういった考えから、協力をお願いする関係団体としてこういったところがふさわしいのかということ部会の中でも協議させていただいた結果、通所介護事業者連絡会の方々の方がふさわしいのではないかとというような話になりまして、連絡会のほうにも打診をさせていただいたところ、ぜひ協力させていただきたいというようなご返事をいただきまして、内諾を得られたという状況になってございます。

今後、連絡会の役員の方々と、協力体制、流れについてこういった体制を構築していくか、具体的なことに関して意見交換を行いまして、こういった体制にしていくか詳細等を詰めていきたいと思っております。

また、最終的にはいろんな法人の方々がいらっしゃると思うんですけれども、一律にどういうふうな体制でというのは難しいかもしれないんですけれども、協定を締結したりとか、そういった形で体制の構築ができればいいのかなというふうに思っております。

また、あわせて区のほうの、下のほうに区災害対策本部・救援隊本隊という、四角で囲った枠がございまして、区としても、これまでは福祉救護所等に応援を出すというような考えがなかったんですけれども、やはり他の自治体でも、区のほうがある程度は関与しているというような区も結構ありまして、区としても福祉救護所支援班のような応援チームを組織の中に編成していく必要があるのではないかとこのように考えまして、来年度、組織の見直しをしていく際にそういった応援チームを編成していく予定で、これは防災課のほうと調整して、そういった編成をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、この、区の人材に関しましては、事務の職員とかそういった職員が中心になると思いますので、避難者のケアを行うようなことまではちょっとできないと思うんですけれども、連絡要員というような形で各救護所のほうに派遣して運営をお手伝いするというようなイメージを想定しているところでございます。

以上、今の段階ではそういったところまでしか決まっていらないんですけれども、今後詳細を詰めていく予定です。また、この協議会で人材の支援に関して、いろいろできることがもしあれば、ご意見をいただきたいというふうに思っております。

	<p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 これは今まで検討してきた結果でございます、何かご質問等ございましょうか。 これの目玉は、一番最後に、あれですか。仮称福祉救済所支援班を本部の中につくっていくということが目玉ですね、本日は。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。区の組織としてもそういうふうに組織の見直しを行っていただくんですけども、通所介護事業所連絡会の方と応援体制の構築を今後詰めていきたいというふうに思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。何かございましょうか。 施設関係のことで。はい。</p>
<p>第一部会座長</p>	<p>今の、この別紙4。この流れ図というか連携体制の図で、非常にわかりやすくなったなというふうに思っているんですね。 なおかつ、今年度から地域包括支援センターがこの対策連絡会に加わりました。やはり地域で、今、高齢者を中心に一番地域の情報が集約しているところは、杉並区内にあるケア24、20カ所だと思っています。そういう意味で、きょうは弓谷さんが出席されていますけれども、この発災時の安否確認から、少しおさまって72時間後、あるいは仮設住宅ができてからの、住民のいろんな安否確認も含めた生活の見守りという点で、東日本大震災の、今でもそうですけれども、地域包括支援センターが果たしている役割というのは非常に重要だというふうに認識しています。 そういう意味で、この連携体制の、図の中には出てきませんが、民生委員の方が入っていますけれども、地域包括支援センターケア24がこの協議会に加わって、そしていろんな検討を一緒にしていくということは非常にいいことだというふうに評価しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 ほかには何かございましょうか。よろしいですか。 (なし)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ないようでございますので、3番の人的な支援体制の確保につきましては、ご了解いただいたというようにさせていただきます。 次に、④医療依存度の高い在宅療養者の支援について、別紙5で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、引き続き事務局のほうから説明させていただきます。 資料は別紙の5になりますね。「医療依存度の高い在宅療養者の支援体制について」ということで、これは杉並保健所の健康推進課が主管になるわけなんですけれども、区として、たすけあいネットワークに登録されて</p>

	<p>いる方、現在の約9,000人の方のうち、在宅で生活されている医療依存度の高い方、いろいろ機器を使っている方ですね、人工呼吸器であるとか透析器、加温器とか、そういったものを使っている方が約120人いるという状況になってございます。</p> <p>こういった方々は、そういう機械を使っている関係から、なかなか震災救援所とか福祉救援所に避難するということが難しく、ご自宅にとどまられるということが想定されます。区としてもそういった方々への支援として、ライフラインが途絶えてしまった場合、電気が通じなくなったとかという場合の支援策として、下のほうの四角に記載されているように、発電機とかカセットボンベ、それから正弦波インバーター、それからボンベですね、そういったものを貸し出せるように、それから充電器については、来ていただければ充電できるように、保健センターのほうに設置をさせていただきます。これ、昨年度なんですけれども、72時間以降はある程度医療機関も復興してくるというような想定をしているんですけれども、そこまでを埋めるための対策として、こういった機器の配備をさせていただきました。昨年の4月1日現在で、その四角の中に囲われている数を、それぞれの機器、配備をさせていただいて、荻窪、高井戸、高円寺の3保健センターに配備してございます。</p> <p>これについては、災害が起こったときには、センターのほうに来ていただければ、機器の貸し出し、それから充電等を行って支援していくというような予定をしております、皆様もこのような配備がされているということはお認識いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。 この点については何かございましょうか。 きょうは、特段、医療関係者が来ていないんですけれど。</p> <p>(なし)</p>
会長	<p>ご意見がないようでございますので、了承ということでよろしゅうございましょうか。</p> <p>(了承)</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。 それでは、別紙5に基づくものにつきましては、了解というふうにさせていただきます。</p> <p>次に、大きいくくりの二つ目でございますが、平成30年度検討の課題という。これは新しい宿題というふうになりますけれど、これについての説明をお願いいたします。</p> <p>いずれにしろ、本日は貴重なご提言等々を、警察、消防からもいただいてございますので、それらを踏まえて検討していくことになるというふうに思います。</p> <p>じゃあ、説明をお願いします。</p>

事務局

はい。それでは、(2)の平成30年度検討の課題について、引き続き事務局のほうから説明をさせていただきます。資料の2をごらんいただけますでしょうか。「平成30年度検討の課題」というA4横判の資料でございます。

左側が平成29年度、今年度検討した内容でございます。災害時要配慮者に対する避難生活の支援、それから人的な支援体制の確保、民間事業者との連携、そういったことを今年度検討させていただきました。先ほどご報告させていただいたところなんですけれども、来年度に関しましては、そこにお示ししている内容について、課題として取り上げていきたいというふうに考えています。

まずは第一部会のほうは、要配慮者の状態別、状態に応じた避難生活支援ということで、今、区のほうで、大まかな振り分け基準みたいなものはマニュアルの中に落とし込んでいるんですけれども、より具体的な状態別の振り分け基準みたいなものを考えていく必要があるというふうに区としても考えておまして、内部でも、今その検討をしているところでございます。こういったことを、その部会の中でももんでいただいて、いろいろご意見を頂戴したいというふうに考えております。

あと、避難生活を継続していくための具体的な支援策ですね。そういったことについても、こういった形で、例えば障害をお持ちの方をどういうふうに福祉救済所に搬送していくとか、そういったことについても検討課題として取り上げていきたいというふうに思っております。

また、二つ目としては在宅避難者への支援ですね。これに関しては、救済所のほうに避難されてきた方についての議論はこれまでもしてきたんですけれども、在宅避難者に関しては、まだ少し、どういった体制で行うとか、そういったことの決まっていない部分もございますので、そういったことも課題として取り上げて、どういうふうに物資を提供していくとか、震災救済所が中心になると思うんですけれども、そういったことに関しての役割とか体制について協議していきたいというふうに思っております。

また、第二部会に関しましては、これはもう引き続きの課題になるんですけれども、民間事業者の方々との連携をどういうふうにとっていくか。震災救済所と民間事業者の方々が持っている情報をどういうふうに共有していくか。また、具体的な連携方法、役割分担等について、引き続き検討していきたいというふうに思っております。

また、二つ目の在宅療養避難者への支援体制、これは第一部会と共通の議題になるかとは思いますが、在宅介護を担当している関係機関、民間事業所等の関係者ともどういうふうに連携していくか、そういったことも検討材料として取り上げていきたいというふうに思っております。

最後に、両部会共通の議題としまして、先ほどもご説明させていただきましたけれども、人的な支援体制の確保ですね。これについては通所介護事業所連絡会の方々とも詳細について協議を進めてまいりますけれども、引き続きこの部会の中でも詳細について、どういった観点で体制を構築したほうがいいのかとか、そういったことを部会の中でご意見として頂戴できればと思います。

<p>会長</p>	<p>また、先ほど説明させていただいた災害ボランティアセンター、それから外部の都の派遣機関、そういったところともどういうふうに連携をしようか、そういったことも課題として取り上げたいというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>30年度の検討の課題についての説明がございましたけれど、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>さっき大分ご意見等もいただいておりますので、それらを本当に踏まえて、検討してまいりたいと思います。</p> <p>ここのメンバーの方は、それぞれ第一、第二のほうのメンバーになってございまして、それから座長もおりますので、そこでまた具体的に、いろんな問題があれば、ご検討いただければというふうに思っております。</p> <p>これにつきまして、何かございましょうか。</p> <p>(なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ないようであれば、この案で30年度の検討を進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくございましょうか。</p> <p>(了承)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、30年度検討の課題については、以上をもって決定をさせていただきたいと思っております。</p> <p>じゃあ、事務局のほうから、その他について、よろしく願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。その他としまして、災害時要配慮者支援対策に係る今年度の取組状況についてご報告をさせていただきます。</p> <p>資料の3をごらんください。まず一つ目として、たすけあいネットワーク、地域の手の制度の今現在の状況でございますけれども、避難行動要支援者名簿の登載者につきましては2万9,421名、それからたすけあいネットワークの登録者数が9,968名、そのうち避難支援プラン、個別避難支援プランを作成されている方が7,388名ということで、今年度から難病を患っていらっしゃる方についても避難行動要支援者名簿に登載することといたしまして、避難行動要支援者数が大幅に増加したという状況がございまして、昨年同時期に比べまして約3,000人、名簿に登載されている方がふえたという状況になってございます。</p> <p>また、二つ目の「たすけあいネットワーク未登録者に対する登録勧奨の実施」ということで、今年度も1月20日に避難行動の要支援者のうち、たすけあいネットワークに登録されていない方約1万8,000名に対しまして、勧奨通知、申込用紙を送付させていただきました。これに伴って、今現在、約1,000件程度の新規申し込みがありまして、先ほど地域のたすけあ</p>

いネットワーク登録者数が9,968名というふうに申し上げたんですけど、1万人をちょっと超えるかなと思っていたんですけども、残念ながら1万人には届かなかったんですけども、過去、多分、最高の登録者数になったかと思っています。

三つ目としまして、「個人情報保護研修の実施」ということで、記載のとおり、今現在、7回開催して、82名の受講がございました。

それから四つ目、「震災救援所等における各種訓練の実施」ということで、各震災救援所のほうで立ち上げ訓練を行っていただいているんですけども、要配慮者の訓練もぜひやっていただきたいというふうにお願いをしまして、これまでに約30カ所程度行われたというふうにお伺いしてございます。また、二つ目に校務パソコンによる災害時要配慮者支援システムの操作訓練ですね。これに関しましては職員が行うんですけども、今現在で7カ所の震災救援所で実施をしたという実績になってございます。また、三つ目として、なのはな生活園、こども発達センター、こすもす生活園、福祉救援所に指定している公立の施設に関しまして立ち上げ訓練を実施していただきまして、我々も事務局として参加させていただきました。

五つ目としまして、「福祉救援所連絡会の開催」。先ほど少しご説明させていただきましたけれども、今年度から連絡会を立ち上げまして、意見交換や情報交換を行っているところでございます。今年度は3回開催いたしまして、福祉救援所が、先ほどお示したマニュアル、それから立ち上げ訓練、これについてマニュアルはぜひつくっていただきたいと。あと、訓練もマニュアルができたならそのマニュアルに基づいた訓練をぜひ行っていただきたいということで、啓発をさせていただいたところでございます。

それから、六つ目、「福祉救援所の新規指定」ということで、先ほどもごらんになっていただきましたけれども、裏面に福祉救援所の一覧をお示ししております。今年度、新規に指定させていただいたのが、入所施設等の、15番、16番の、おぎくぼ紫苑とすぎなみ正吉苑、この2カ所を、新たに3月1日付で福祉救援所として、協定の締結を行いました。また、来年度に関しましても、実行計画で2カ所ずつふやしていくという状況になってございますので、そのようにご報告させていただきます。

あわせて、先ほどもごらんになっていただきましたけれども、参考資料として福祉救援所の分布図をお配りしてございますので、ごらんになっていただければと思うんですけども、少し偏りがあるところを先ほど申し上げたところなんですけれども、なるべく散らばるように、今後は指定をして、施設を選定していきたいというふうに思っております。

七つ目として、「知っておきたい！「災害への備え」リーフレット」。これは席上に皆様に配付させていただきましたけれども、これは母子手帳交付の対象者、妊娠された方に子育て支援課のほうでバッグをお配りしているんですけども、その中の一つの配付物として作成しているものでございます。これは今年度も配付したんですけども、来年度配付用として、少し内容を変えて必要な情報をふやしたりして、また作り直しましたので、皆様にお配りしてございますので、後ほどお帰りになってからでもごらんになっていただければと思います。

<p>会長</p>	<p>それから、最後、その他として、災害時特設公衆電話。これは民間施設を中心に設置させていただいているんですけども、希望のあった14施設のうち、今現在11施設で工事が完了いたしました。今後、電話機の本体を各施設にお配りさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>今年度の取り組み状況については、以上でございます。</p> <p>はい。その他の事項につきまして、ただいま説明があったとおりでございます。</p> <p>何かございましょうか。</p> <p>(なし)</p>
<p>防災課長</p>	<p>はい。本日、席上のほうに、ピンクで、まず、「東京くらし防災」、お配りさせていただきました。これは、東京都はことし、2年前につくった東京防災の姉妹版ということで、女性の視点を、女性の参加を促すとともに都民の一層きめ細かな災害の備えを促進することを目的として、女性の視点からの防災ブックということで作成されました。これは初版100万部つくったのですが大変好調で、もうほとんどなくなってきていると。都も増刷を考えているそうです。</p> <p>杉並区内では区立施設32カ所を含めて、全部で120カ所で配付しております。さらに今後、ウェルファーム杉並ですとか区民集会施設でも配付、さらに民間では、サミットさんが都内に97店舗あるんですけども、そちらでの配付についても現在検討しているところでございます。</p> <p>後ほどごらんいただければと思いますけど、例えばお母さんのママさんバッグが、これが、ふだん持っているものが、災害時赤ちゃんの緊急用持ち出しバッグになるよとか、本当に暮らしに役立つ身近なことが書いてありますので、皆さんもぜひごらんいただいて、ほかの方にもお薦めしていただければと思います。</p> <p>それから、もう一つ、「あそぶ、まなぶ、つかう」のアプリのほうも3月1日から始まっておりますので、そちらのほうもご利用いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>本来はうちの町会じゃないんですけど、ちょっとそこに町会がないんで、永福一丁目の明治大学、本願寺、それからその隣の託法寺かな、そのあれがうちの町会に入っているんですね。</p> <p>そして、明治大学は広域避難場所です。ところが、皆さんご存じないと思うんですが、震災救援所は食料も何もあるけれど、広域避難場所というのはそういうものが置いていないですね。それで、今、明治大学の中で、環七から中側に災害が起こったときに何か運べるように、あそこに、明治大学の——もう一つほかのことから始まったんですけど、明治大学の中に災害救援所用のトラックを置けるようにしよう。そして、そのために、要するに、あそこは、明治大学、明大前の駅からみんな流れてくる人が歩道橋を渡らなきゃならない。今はもう、4年越しでその歩道橋を直してくれということで国交省と交渉しているんですけど、それがなかなか交渉でき</p>

	<p>ないと。そして、皆さんに聞くと、広域避難場所があるからいいよと。ただ、広域避難場所に行っても何にも出ませんよという話で、もうちょっと震災救援所と広域避難場所の区別をはっきりつけていただきたいと思うんですね。それを、つけるだけじゃなくて皆さんに周知してもらいたいと。</p> <p>それからもう一つは、僕は、杉並消防署、永福消防署の防火協会の副会長もやっているんですが、その中で、災害になったら、家が潰れたり塀が倒れたりするから、消防隊はなかなか出ていかれないよと。それから、近くの人に、いろいろ——要するに自宅の近所の人のつき合いをよくして共助をしてもらいなさいということで話をしているんですが、学校の震災救援所にはなかなか、先ほど言われたように地域の人がなかなか来ないんですね。それはどこでもそうなんだと思うんですけど。そして、私たちも一生懸命あれして、確かに町会の役員さんはいっぱい出てくるんだけど、そのほかの人がなかなか出てこない。でも、先ほど言われた、中学生なんか、一生懸命車椅子の人やなんかを誘い出して、出てくれるようにしていますと。そういうことを一生懸命皆さんでやっていきたいと思います。</p> <p>それと、何ていうかな、今、区役所でいろいろ配っているスタンドパイプですか。あれも、スタンドパイプにつなげて、ホースをつないで、四つ口のある水道の蛇口がつけられるように。やっぱりそういう訓練とか、それからAEDの訓練とかをやっているんですけど、皆さんAEDがどこにあるのかわからないと。で、AEDは広げれば全部話をしてくれるから、やり方がわかる。そういうことももうちょっと宣伝していかなきゃいけないんじゃないかと思います。</p> <p>その辺のところ、よろしく願いいたします。</p>
<p>防災課長</p>	<p>震災救援所、広域避難場所との区別がわからないというところがございますけども、区としては、まず震災救援所へ逃げてくださいということでご案内をしておりますけども、今、会長が言われたように、周知が十分じゃないところもあると思いますので、今後していきたいと思います。</p> <p>スタンドパイプについてもそれぞれやっていると思いますけども、さらに充実していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにはございましょうか。</p> <p>めったにお会いしないんで、こういうところでいろいろお話ししておいたほうが事務局も助かると思いますんで。</p> <p>(なし)</p>
<p>会長</p>	<p>じゃあ、ないようでございまして、本日の会議はこれで終了いたします。どうも長い間ありがとうございました。</p>